

足利市入札適正化委員会議事概要（平成28年度 第1回）

開催日及び場所	平成28年 7月13日（水） 午後2時00分～3時50分 足利市役所 特別会議室	
委員	小林 康昭 委員長 森田 作雄 委員 岡本 篤典 委員 荘司 円香 委員	
審議対象期間	平成27年10月 1日～平成28年 3月31日	
抽出案件	総件数 4件	(備考) 総契約件数 99件 一般競争入札 10件 指名競争入札 88件 随意契約 1件
一般競争入札	2件	
公募型指名競争入札	0件	
指名競争入札	2件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問 と 回答 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等について ■足利市の入札制度の概要について (事務局より説明) 質問等なし。 ■発注工事、指名停止、談合情報、落札率一覧、設計変更に係る事務手続きについて (事務局より説明) ◇発言の要旨 ●委員 指名停止について、(株)NJS が指名を取り消された後どうなったか。それが要因となり金額が高くなった等損害はあったか。 ○事務局 当該案件は指名基準数を上回って指名していたため、入札はそのまま執行し、指名取消をしたことによる契約の遅れなど影響はなかった。落札価格に影響したかは不明だが、	

指名基準、複数者により競争が行われた。

●委員

指名停止における理由や状況は様々あると思うが、期間はどうか決めているのか。

○事務局

「足利市競争入札参加者指名停止要領」に基づき期間を定めている。規定にはそれぞれ期間の幅があり、その中で状況に応じて判断し、栃木県などの措置状況を参考に、建設工事請負人等選考委員会で決定している。

●委員

(新聞の) 全国紙では談合がよく取り上げられるが、談合と工事の質の低下は、どちらが悪いのかという議論はある。また、最近は処罰が軽すぎるといふ風潮が強くなってきている。

(2) 抽出事案の審議

(森田委員より、抽出理由の説明)

① 道整備交付金事業 市道鹿島山下通り道路改良工事(その3)

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

労務単価の変更を認める場合はどのようなときか。

○事務局

今回は、国土交通省及び栃木県において平成28年2月以降に旧労務単価等で契約した工事について、新労務単価等に変更契約ができる特例措置を設けて実施した。技能労働者及び技術者の適切な賃金水準を確保する観点から、国及び栃木県に準じて行ったもの。

●委員

足利土建(株)が大協建設(株)に吸収合併されたことにより、工事の施工を承継したということであるが、これを受理する場合の審査等は制度化されているか。

○事務局

栃木県の取扱いに準じて手続きを行った。現状は、施工上の課題についてヒアリングを実施し、適正に工事が実施できると判断した。

●委員

大協建設(株)は、足利市の登録業者か。

○事務局

そのとおり。登録業者である。

●委員

それであれば審査の必要もないかもしれないが、足利市に登録がない会社などの場合、審査などは制度化されているか。

○事務局

財政的な面などを中心に、許可、実績など、入札参加資格の審査と同様の審査をしていくことになると思う。

●委員

リース料が占める割合が大きいということで、落札率が高いのもやむを得ないかと思う。

●委員

完成まで何回くらいに分けるのか。

○事務局

分割数についてはここでは資料がなく不明だが、適切な工事価格となるように分割発注していく。完成は平成30年度を目標としている。

●委員

工事によって業者が変わることもあるのか。

○事務局

そのとおり。入札なので、同じくはならないと思う。

② 配水管布設替工事（県道足利太田線）

（事務局より説明）

◇発言の要旨

●委員

約30%の変更増額となっているが、増額は無制限なのか。

○事務局

金額の変更率については、上限の基準が明確に指定されているわけではないが、栃木県の設計事務処理要領によるやむを得ない場合を除き、30%以内としている。変更額が小さいほうがよいのは間違いない。

●委員

変更の金額は、業者が提示した金額そのままなのか。市で精査するのか。

○事務局

現場代理人及び市監督員は、現場施工における設計図書の訂正をする必要がある場合、協議により、発注者から変更の指示を受け、必要に応じた設計図書の変更により工期及び請負代金額を指定する。

●委員

変更については、事前に分からなかったのか。想定との違いと、変更内容について教えてほしい。

○事務局

水道管の中の水が逆流する場合は、濁り水が発生することがある。これを防ぐために、仮設管を設置した。なぜ当初から設計していないかは、濁り水が必ずしも発生するわけではなく、発注は必要最小限な内容にするという考えから。今回は、工事区間内でガス工事施工中に誤って個々住宅へ給水をしている水道管を切断した際に周辺の水の流れが変わり、濁り水が発生したことを考慮して、当地区の水道管の水の変動を出来る限り起こすことのないよう早急な対応として仮設管を設置した。

●委員

ガス工事施工中に水道管を切ったことにより仮設管を設置したということであるが、それによる金額の増額について、ガス工事発注者とどういった話し合いをしたのか。

○事務局

水道管の切断による濁り水の対応はその時に処理を終えている。管の切断による損害については、別途市の基準に基づいて請求した。今回の仮設管の設置は、請負後の市の工事で再度濁り水が発生することを防ぐために変更指示したため、仮設管設置による増額については請求していない。

●委員

ちなみに、いくら請求したのか。

○事務局

請求額はここでは資料がなく不明だが、内容としては市職員が対応した人件費、漏水分の水の費用で、修理工事費はガス工事施工業者が実費で修復した。

③ 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全） 橋りょう
長寿命化修繕計画点検業務委託

（事務局より説明）

◇発言の要旨

●委員

栃木県まで枠を広げても2者しかいないのか。できる業者が少ないということか。

○事務局

栃木県内本店で8者ある。入札時期が関東東北豪雨の直後であったため、2者の参加であったのではないか。

国、県、自治体が一斉に道路構造物の調査を実施しているため、供給過多になっていることも考えられる。

●委員

点検橋梁位置図を見ると、(橋りょうが)ずいぶんたくさんあるように思うが、まだ他にもあるのか。

○事務局

長寿命化計画の中での点検は約190橋。市内全部では、橋りょうは約800橋ある。平成30年度までに近接目視での点検が義務付けられているため、計画的に実施していく予定。

●委員

本入札に対し、よく複数者の応札があった、と思っている。

●委員

足利市が考える長寿命化の方向、結論は、この50橋については出たのか。

○事務局

判定は4段階あり、判定Ⅳ、至急対応するものはなし、判定Ⅲ、いつ修繕するか計画が必要なものが4橋で、これについては、これから計画を予定、他は判定Ⅱ又はⅠであった。

④ 足利市一般廃棄物処理施設整備基本構想策定等業務委託

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

最低制限価格と請負金額が同額だが、見積もりの内訳は取ったのか。

○事務局

この案件は、特殊な業務であり積算基準がないため、今回参加の8者から事前に歩係り見積もりを取った。それに基づき積算をし、入札にかけた。

	<p>●委員 最低制限価格は先に決まっているのか。</p> <p>○事務局 事後公表だが、事前に設定はしている。今回は、5者が同額で入札となったため、くじにより国際航業㈱が落札者となった。</p> <p>●委員 事後公表なのに最低制限価格とぴったり同じ価格になるのか。</p> <p>○事務局 最低制限価格の算出式は公表している。最低制限価格の公表はしていないが、計算により算出は可能と思われる。</p> <p>●委員 予定価格が事前公表でよいのかという議論はあるが、予定価格が公表されていれば、業者は算出できる。</p> <p>●委員 今回歩係り見積もりを取ったことは納得できる。</p> <p>●委員 次の段階は事業化ということか。</p> <p>○事務局 今回基本構想を策定してもらい、足利市としてその方向でよいか決定する。それに基づき、基本計画を策定する。</p>
<p>委員会による意見具申又は報告の内容</p>	<p>抽出事案の入札関係の業務は概ね適正に執行されていた。</p>